

平成 28 年第 2 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 28 年 6 月 14 日(火曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 12 時 15 分

議事日程

開会 平成28年 6 月14日 (火) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 議案第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 7 議案第 4 号 阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 5 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 6 号 学校教育法等の改正に伴う関係条例の整備に関する
条例

日程第 10 議案第 7 号 阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 8 号 平成 27 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)

日程第 12 委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齊	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。

会議に入ります前に、平成 28 年熊本地震による犠牲者のご冥福と一日も早い復旧、復興を祈念して黙祷を捧げたいと思います。ご協力をお願いします。

黙祷。

お直りください。ありがとうございました。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま黙祷を捧げました熊本地震が、4 月 14 日、16 日に発生しまして、早や 2 カ月が経過しようとしています。

亡くなられた方が 49 人、関連死の方が 20 人、負傷者の方が 1,802 人と聞いております。また住宅被害では、全壊 7,151 棟であります。審査の方法によっては、もっと増えるのではと思っています。

一方、800 カ所以上の避難所に 19 万人以上の方が避難され、現在でも約 150 カ所、6,431 人の方が避難されていると聞きます。一刻でも早く仮設住宅が完成し、落ち着いた生活ができることを待ち望んでいます。

阿武町議会といたしましては、山口県町議会議長会を通じて、わずかではありますが、義援金を送らせてもらいました。

このように自然災害は、いつどこで発生するか分かりません。当阿武町でも決してないとは断言できません。平成 25 年夏には山口県北部大水害が発生しております。避難場所の指定は済んでいますが、想定を超える避難者が出たときの避難所の運営などは、行政、関係団体など一緒になって今一度検討しなくてはいけないのではないのでしょうか。

国政に目を転じますと、皆さんご存じのとおり第 24 回参議院議員選挙が 7 月 10 日に行われます。

1 億総活躍社会の実現、アベノミクス第 2 ステージを前面に押し進める与党に対しまして、アベノミクスは失敗であると主張し、一人区で統一候補を擁立する野党が激しい選挙戦に突入します。

われわれ国民は、日本の将来をしっかりと考えて投票所に行き、投票することが義務であると考えます。今回から、18 歳まで選挙権年齢が引き下げられます。そのような対象者がおられる家庭は、一緒に投票に行ってほしいと思いますし、1 票の大切さを教えてほしいと思います。

一方阿武町では、田植えもほぼ終わり、田んぼが緑色に包まれてきました。今年は、ラニーニャ現象ということであり、梅雨が短くなったり、猛暑になると言われております。いまだ台風の発生がなく、例年より遅れて発生するようですが、収穫に影響することなく豊穰の秋が訪れることを今から期待するところです。

そんな中、議員各位におかれましては、諸事ご多端の中を平成 28 年第 2 回阿武町議会定例会の招集にあたり、応招ご出席を賜り誠にありがとうございます。

議員各位の公正なる判断と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げて開会の挨拶とします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案 8 件、全員協議会における報告 3 件、また 2 人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、8 人全員です。

ただ今から平成 28 年第 2 回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる 3 月 2 日開催の平成 28 年第 1 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

3 月 10 日 阿武中学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3 月 12 日 福賀中学校の最後の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3 月 18 日 阿武小学校の卒業式が挙行され、議員各位出席され祝意を述べられたことはご高承のとおりです。

3 月 19 日 みどり保育園卒園式が実施され、本職が出席しました。

3 月 26 日 福賀中学校閉校式が同校体育館で開催され、本職が出席しました。

3 月 30 日 萩・石見空港利用拡大促進協議会総会が益田市市民学習センターで開催され、本職が出席しました。

4 月 1 日 平成 28 年度阿武町立小中学校の教職員着任式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

4 月 4 日 みどり保育園入園式が実施され、本職が出席をしております。

4 月 8 日 阿武小学校、阿武中学校入学式が開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

4 月 19 日 平成 28 年度阿武町戦没者追悼慰霊祭が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

5 月 15 日 EGF 福賀工場開所式が同工場で行われ、本職所用のため長嶺副議長が出席しました。

5 月 19 日 山口県町議会実務研修会が和木町で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

5 月 25 日 益田市議会の萩・石見空港対策特別委員会との意見交換会が役場委員会室で開催され、本職と長嶺副議長が対応しました。

5 月 30 日 平成 28 年度一般社団法人無角和種振興公社の会員総会が役場会議室で開催され、本職が出席しました。

6 月 2 日 平成 28 年度萩・小郡間地域高規格道路整備促進期成同盟会総会及び山陰自動車道(益田～萩間)整備促進期成同盟会総会が萩市役所で開催され、本職が出席しました。

6 月 7 日 萩広域シルバー人材センターの平成 28 年度定時総会がサンライフ萩で開催され、本職所用のため長嶺副議長が出席しました。

6 月 8 日 議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましては、お手元に配付の資料のとおりです。

6 月 12 日 ふれあいピアリンピック 2016 が萩市民体育館で開催され、本職所用のため長嶺副議長が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長(中村秀明) 平成 28 年第 2 回阿武町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにご多繁の中を本定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

さて、梅雨入りの発表から 10 日が経過をしたところではありますが、山間部におきましてはコシヒカリや新たに取り組んでいる酒米山田錦などの田植えも

終わり、また沿岸部でも適度な降雨等もあり概ね順調に農作業が進んでいるようでありまして、ご同慶に存ずるとともに、今後の農作物の順調な生育を願うところでありますが、一方で、梅雨末期の大雨につきましては、何と云っても 3 年前の平成 25 年 7 月 28 日の豪雨災害が思い浮かぶところでありまして、このまま穏やかな内に梅雨が過ぎればと願うとともに、初心に返り、常に危機管理意識を念頭に行政を進めていかなければと思っているところであります。

こうした中、先ほどは、去る 4 月 14 日から断続的に発生をいたしました熊本地震の犠牲者のご冥福を祈るとともに、多くの被災者の方に対しお見舞いの意味を込め、さらに今なお続いている余震が一刻も早く収束することを祈念して黙祷を捧げさせていただいたところでありますが、実は今回の熊本地震に際しましては、本町も復興支援のために職員を、最も被害の大きかった益城町の隣の御船町に、5 月 1 日から 4 日までの 4 日間と、5 月 13 日から 5 月 16 日までの 4 日間の延べ 8 日間、それぞれ 2 人ずつ派遣し、罹災証明発行のための家屋の被災状況調査等の業務にあたってきたところであります。

マスコミ等でも報じられておりますが、生活再建に大きな影響のある罹災証明の発行が災害発生から 1 カ月以上もかかり、被災者が動きがとれない状況もあったようではありますが、帰庁した職員からの報告では、現地で中心となるべき課長を含めた町の職員が、当面の災害現場への対応に手一杯で、現地を一番よく知っている職員が、他の市町村からの支援やボランティアへの指示、業務スケジュールの調整や段取り、また人員の振り分け等が適確にできず、人手や物資はある程度充足されているものの、実際には効率的に配分や支援活動等の動きがとれないといった状況であったようであります。

翻って、こうした報告を聞き、本町においてはどうかと考えたときに、先月 29 日には山口県総合防災訓練を兼ねて福賀地区をメイン会場として阿武町総合防災訓練を実施し、その中で、災害対策本部の運営や避難所設置等の

訓練も行ったところではありますが、行政事務は災害時であってもストップすることはできません。通常業務も続けながら当面の災害対応業務も行い、さらに罹災証明や災害支援への対応が同時に求められるところでありまして、はたして本町においてもこれがうまく対応できるかどうかということでもあります。今回の熊本地震の教訓をしっかりとわが町のこととして受け止め、指揮命令系統を含めたマネジメントが迅速かつ的確にできる体制や人員配置を今一度構築し直すことが重要であると思っております、このことにつきましては、早速取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、本日の議会定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします。諸案件につきましては、その概要をご説明申し上げます。

まず議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）及び議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、いずれも地方税法の一部改正に伴うものでありますが、阿武町税条例の一部改正につきましては、独立行政法人労働者健康安全機構の設置等に伴う改正、また阿武町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、課税限度額の引き上げ等が主な改正でありまして、地方税法の一部改正が今年 3 月 31 日付けで公布され、4 月 1 日から施行となったため、3 月 31 日付けで関係条例の一部改正の専決処分を行いましたので、これをご報告し承認を求めるものであります。

次に議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましては、国保税の第 1 期分の納期が 6 月 1 日から始まることから、税率を 5 月 31 日までに定めなければなりませんので、5 月 31 日付けで専決処分を行いましたので、これを報告し承認を求めます。

次に議案第 4 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例につきましては、本条例が準拠しております国の基準の内、保育士配置基準の弾力化等の改正がなされましたので、これに伴う条例の一部改正であります。

次に議案第 5 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、公営住宅岡田橋団地の供用開始に伴う町営住宅条例の一部改正であります。

次に議案第 6 号、学校教育法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、学校教育法の一部改正による義務教育学校の新設に伴う関係条例の一部改正であります。

次に議案第 7 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の減少に対応するため、団員の定年を 65 歳から 70 歳に引き上げるための条例の一部改正であります。

次に議案第 8 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）につきましては、今回の補正額は 1 億 269 万 2 千円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は 31 億 6,269 万 2 千円となるところであります。

それでは今回の補正の歳出に係る主なものを申し上げますと、総務費につきましては、土地開発基金で保有しております奈古駅横の町有地を奈古駐在所用地として基金から買い戻すための公有財産購入費の新規計上や宝くじの助成事業を活用してイベント用アルミブックイス等を購入するための補助金の新規計上ほかであります。

また民生費につきましては、旧ブルーウェイ福賀工場跡地を活用し、高齢者福祉複合施設を建設するための用地購入費及び埋め立て等の敷地造成費並びに施設の設計業務委託料の新規計上、さらに 1 億総活躍社会実現に向けた一人 3 万円の低所得の障がい・遺族基礎年金受給者向け給付金並びに平成 26 年 4 月からの消費税率引き上げの影響を軽減するための低所得者への一人 3 千円の臨時福祉給付金及びこれに係る事務関係経費の新規計上ほかであります。

また衛生費につきましては、県の全額の補助であります防災拠点再生エネルギー導入事業費補助金を活用し、役場本庁舎に設置予定の太陽光発電設備の発電能力を15キロワットから20キロワットに増強することが認められましたので、これに係る工事請負費の増額計上ほかであります。

また農林水産業費につきましては、宇田郷漁港尾無地区の敷地補修に係る生コン等の原材料費の新規計上であります。

また商工費につきましては、4月16日の強風により破損した清ヶ浜のビーチクリーナー格納庫シャッターケース及び温水プールの屋根の修理費の計上及び道の駅レストラン棟の空調機の屋外移設工事費の新規計上ほかであります。

また土木費につきましては、町営住宅美里団地の遊具の一部が点検により危険と判断されましたので、これの解体撤去工事費の新規計上であります。

また教育費につきましては、これも点検により修理が必要とされた福賀小学校屋外遊具の修繕料の新規計上、さらに旧福賀中学校校舎の解体に係る設計監理業務委託料を新規計上するとともに解体工事費を増額計上しております。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、全員協議会における全協報告第1号、平成27年度阿武町繰越明許費繰越計算書の報告について、につきましては、平成27年度一般会計の繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により、その結果をご報告申し上げるものであります。

次に、全協報告第2号、契約の締結について、につきましては、町の執行に係る工事請負契約等の締結についてご報告を申し上げます。

次に、全協報告第3号、株式会社あぶクリエイションの経営状況について、につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況のご報告を申し上げます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議を頂きます議案等につきまして、その概

要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、2 番小田高正君、3 番白松博之君、を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 6 月 8 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 6 月 20 日までの 7 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 6 月 20 日までの 7 日間と決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 2 人ありますので、議長において通告順に発言を許します。はじめに、3 番白松博之君、3 番については自席より一般質問を行ってください。

○3 番 白松博之 皆様改めましておはようございます。この席から質問をお許しいただきありがとうございます。傍聴においでいただいた皆様には、日頃から議会に対してご理解とご協力をいただき、大変ありがとうございます。

さて、町内の水田を見ますと、奈古、宇田郷地区もほぼ田植えが終わり、福賀地区は日増しに緑が増しているところでございます。どうか災害の少ない年でありますように祈るところであります。

それでは、通告に従いまして最初に、機械化による収入間伐と今後の方向について質問をいたします。

木材価格の低迷が言われ始めて随分久しくなりますが、価格は上向くどころか、相変わらず低水準のまま続いています。それとともに林業への関心がますます低くなってきているのが今日の現状です。しかし、地域内にこれだけある人工林から、収入が上げられないというのは、林業を志したものとして、どうしても納得ができません。

そのような折、立派な林業専用道東イラオ山線が開設され、イラオ団地で町有林の間伐が行われました。そこで町有林に続き、イラオ法人の山林も間伐事業の話が持ち上がり、間伐されることになりました。事業は地元業者が実施されることになり、間伐面積 7.44ヘクタール、間伐率 45パーセントから 50パーセントで、バイオマスとして宇部興産へ 795トン、立米換算にしますと 1,135立米、また用材として益田原木市場へ 890立米、合わせて約 2 千立米

を搬出し、森林組合への手数料105万円を支払ってなお389万円の収入を得ることができました。なかでも今まで低質材として山に捨てられていた木材や枝葉が、バイオマスとして販売された事により、トン当たり 9 千円の買い入れ価格に対し2,300円の収入は林家にとって大きな魅力でもあります。

以前、森林組合からの説明では、皆さんに手出しはさせないから間伐をやらせてほしいとのお話でした。これまで森林組合によって実施される間伐事業のほとんどが、何回間伐をやっても収入に結びついていないというのが、いわば常識となっていたところです。

イラオ法人の山林も同様に、今まで手入れをして除伐作業もやってきました。しかしこのような山林も収入ゼロということにはどうしても納得ができず、組合員の総意として森林組合の了解のもと下請けとして地元業者へお願いをすることにしました。依頼した地元業者は最新の大型機械も所有をしておられ、今回の対象林分は、まさにこの機械装備に合った立地条件と、阿武町により開設していただいた林業専用道東イラオ山線、そして麓には広いストックヤードとしての場所があります。こうした好条件と町有林での、大型機械による間伐経験が大いに活かされたと思っています。

また、もっと間伐や作業道の開設技術を高めていただくために、現場での指導だけでなく座学で、持続可能な森林経営のための作業道と間伐方法と題して、災害を誘発しない路網の開設方法や大型機械によるコストダウンなどについて作業員研修も行なわれました。このような努力により大きな収益が上がったものと思います。

このような地元業者の林業への参入は、地元住民として、あきらめていた山からの収入だけでなく雇用などの面においても今後大いに期待でき、大変喜ばしいことだと思っています。

しかし森林組合とのすみ分けや調整をどのように取っていくかという課

題もありました。

そんな中、間伐事業も森林所有者がまとまって森林経営を進めるという目的から、新しい支援制度ができました。間伐事業の中で森林環境保全直接支援事業による作業への支援という制度です。

この支援制度は、森林をどのように施業・保護していくか、また、路網をどのように整備していくかなどを、団地を組み経営計画を作成し、市町の認定を受けて行うものですが、この事業の大きな特徴として森林所有者または森林経営の受託者が、単独または共同で経営計画を作成できるところです。

この森林環境保全直接支援事業を受けるために必要な経営計画には、林班計画、区域計画、属人計画の 3 タイプがあります。

林班計画とは、林班または隣接する複数林班の面積の 2 分の 1 以上の森林を間伐する制度です。

一方区域計画は市町が定める一定区域内において森林整備計画のもと 30 ヘクタール以上であることが要件となっています。

福賀地区は森林組合がすでに林班計画を立てておられましたので、この制度を活用し今後は、森林組合と地元業者の共同経営計画という形で、双方が話し合われることになり、今後は間伐事業が大きく進展するものと期待をしています。

福賀地区には町有林も間伐収入が期待できる面積がかなりあります。林道の開設により、間伐が実施できる山林を見ますと、例として旧衛生センターのあった新田沼の奥、亀尻手間ガ谷などは町有林から大きな収益を上げることができるのではないかと思います。

一方民有林においても、間伐が必要とされる山林が 1,100 ヘクタールあり、林道を入れることにより、間伐収入が期待できる団地はたくさんあります。

是非とも 5 年に 1 度見直しをされる森林整備計画の中で、どのようにすれば収益が上げられ、なおかつ次の世代へ優れた山林が残せるか、積極的な指導と議論をしていただくとともに、今後の収入間伐に向けて、行政として林道の整備は是非とも必要だと思いますが、町長のお考えを聞かせてください。

昨年の間伐実績は 4 千立米でしたが、この方法でやると年間 6 千立米から 8 千立米をこなしていくことができ、間伐による収入が期待できるとともに地域に新たな雇用も生まれるものと思います。

そのような取り組みがされている一方で、間伐について住民の方から次のような指摘がありました。町道金社地吉線沿いの切り捨て間伐は、数年前にも切り捨て間伐が行われた現場です。おそらく県民税を利用した間伐事業だとは思いますが、今回もまた同じ現場で切り捨て間伐が実施され、住民の方からは、あんな道沿いでしかも柱になるような木でも切り捨てるのはなぜかと、厳しい指摘を頂きました。

先人が大切に育てられた財産です。誰の山林であれ、私たちは有効に活用していく責務があると思います。単なる補助金や計画面積の消化だけでなく収入を上げるための指導が必要ではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長 ただ今の、3 番、白松博之君の 1 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3 番、白松議員の、機械化による収入間伐と今後の方向についてのご質問にお答えいたします。

白松議員は、昨年の 6 月議会定例会における、森林の団地化による低コスト間伐体系と雇用についての質問をだされたところでございますが、その時の私の答弁としまして、阿武町の総合的な林業の現状、林業振興の方向性、仕組みなどをお示しをしたところでございます。いわゆる高度経済成長期の木材需要

の高まりから、拡大造林が急速にすすめられ、その後の木材輸入の自由化により、国産材の価格は低下傾向となり、当時植林されたスギ・ヒノキが順次伐期を迎える中、採算等の面から間伐や主伐がすすまないなど、厳しい社会情勢を受け、林業の振興をいかにすすめていくか、これは今日の林業の大きな課題の一つとなっているところでございます。

阿武町の面積の 84 パーセント、約 9,800 ヘクタールが森林であり、これを所有者別で見ますと、約 1 割が国有林、約 2 割が町有林、同じく約 2 割が共有林等となっており、残り半分が個人の森林となっているところであります。

また阿武町の森林の内、間伐や主伐の対象林となるスギ・ヒノキの人工林の面積は、町内森林の 3 分の 1 を占めております。さらに、このスギ・ヒノキの内、いわゆる伐期を迎えた面積の割合は、7 齢級以上、樹齢で 31 年生以上を目安といたしますと約 8 割が材として利用可能な段階に入っていることになるところでございます。

しかし問題は、たとえこれが優良材であっても国産材の市場価格は、概ねかつての 3 分の 1 から 4 分の 1 となり、一方人件費等搬出など経費の上昇等が相まって、利用期を迎えた材の主伐や間伐において施業の経済的な成立、これが大きな課題となっているわけであります。

現在、阿武萩地域の間伐において、その必要な間伐の実施率は、県の資料によりますと約 4 割であり、これも所有者の高齢化や採算性によるものとされているところであります。

そうした中、冒頭イラオ団地に触れられましたが、このイラオ団地につきましてご説明申し上げますと、これは正しくは阿武町イラオ団地と言いますが、県が推進しております森林整備倍増プロジェクトの一環として、県内 20 カ所程度において、施業のモデルとなる、いわゆる森林整備加速化団地を設定するもので、その中の 1 つとして平成 25 年度において阿武町の福賀地区のイラオ山を

中心とする久瀬原地区を含む 474ヘクタールの範囲が、この森林整備加速化団地として設定されたものであります。

町では、この阿武町イラオ団地に対して、森林施業者の低コスト化が図られるよう幅員が 3.5メートルの林道である東イラオ山線 3.6キロを平成 25 年度から 2 年かけて整備したところでありますが、これに併せて、平成 25 年度には阿武萩森林組合が代表事業体となり、この阿武町イラオ団地に対する素材生産の方針、林道等を活用した労働生産性と生産コストの目標、あるいはオペレーター等の人材育成の方針などからなる実行計画を作成されました。また同計画においては、民間事業者との連携を図り、地形条件等に応じ生産性を向上させるとされているところであります。

これに基づき、町有林のほか個人等の山林に対して、例えば木材の伐倒から枝払い、玉切り、集積を一貫して行うハーベスタ等の高性能林業用機械を活用して、集中的に施業するなど低コストで生産性の高い素材生産システムに取り組んでいるものであります。従いまして、議員、地元業者が実施と申されましたが、阿武町イラオ団地の施業においては、町有林、イラオ法人を含む個人有林を問わず、全体において事業主体は阿武萩森林組合であり、地元業者はあくまでも森林組合の理解のもと、共同連携下請けという形ですすめられているものでありますので、その点につきましてはまず誤解がないようにしていただきたいというふうに思っております。

今阿武町におきましては、平成 25 年度に策定いたしました町の森林整備推進の基本的考え方について示す阿武町森林整備計画、平成 25 年度から平成 34 年度があり、町もこの指針に沿い事業を展開しているところでありますが、先ほどの阿武町イラオ団地の林道整備もこの計画に沿って実施しているところであり、また、この基本方針において取り組む方向性の 1 つとして、県、町、森林所有者、森林組合等の間で相互連携を密にし、また森林施業の共同化等に総合的に

取り組むとしているところであります。

ここで、先ほど議員が説明された森林環境保全直接支援事業についてであります。まずこれについては、平成 23 年、森林法の抜本改正、平成 24 年度施行であります。これが、国ではそれまでのいわゆる点への補助から、計画ある面への補助へ大きく制度転換がなされたところであります。

つまり、それまで個々の施業地に対する補助であったものが、以後一定の面積要件を整えた、具体的には 30 ヘクタール以上の施業面積を確保するなど計画のある施業、この計画を森林経営計画と呼びますが、この計画を立てた上での施業に対して補助がなされるようになったところでございます。ここで受けられる国の補助事業で、現在間伐等の多くの総合メニューから成る補助事業が、議員が言われました森林環境保全直接支援事業であります。先ほどの阿武町イラオ団地の町有林等の施業においても、同補助を活用し事業を進めているところでございます。

現在町は、町としての森林経営計画を策定しており、また個人の森林等では森林組合等の林業事業体が森林所有者の同意のもと、それぞれ森林経営計画を策定し、施業をすすめておられ、今後も同様の事業展開が進むと考えているところでございます。

なお、複数の事業体が共同で同計画を策定することもできますので、この場合、各事業体の長所を活かしながらの施業が期待されるなど一定の効果が生み出せると考えているところでございます。

現在、阿武萩地域の搬出間伐量の推移は、過去 10 年間では、先ほどの森林法改正前の平成 18 年度から平成 23 年度までは、毎年 20 から 50 ヘクタール程度が、同法改正・施行後、毎年 100 ヘクタール以上に増加し、昨年は約 125 ヘクタール程度と見積もられているところでありますし、今後も、年間 150 ヘクタール以上が目標とされているところでございます。

これらは、法制度の改正もありますが、毎年県と町そして森林組合等で数々の精力的な協議の上、連携をもって推進している結果であると考えておりますので、今後も同様にしっかりと協力し、必要な搬出間伐等を推進してまいりたいと考えているところでございます。

また議員のご質問の中で、間伐における林道の必要性については、先ほど触れました阿武町の基本方針を示す阿武町森林整備計画、平成 25 年度から平成 34 年度について、10 年を 1 期とし、5 年ごとに見直すと言われておりますので、今後これは林道だけでなく、林業振興のための総合的な視点、また長期的な視点に立ち、また計画的かつ適切に林業施策を推進するため、国等の施策動向を注視しつつ、上位計画である県の地域森林計画とも歩調を合わせ、必要な方針を検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ご質問の町道金社地吉線に沿った切り捨て間伐について触れられましたが、これは福賀地区の金社から飯谷に繋がる町道沿いで、大井川が流れる近くの斜面の山林であるというふうに思っておりますが、一定の範囲で森林の機能回復のための 40 パーセント程度の強度間伐が実施されたものであります。

この事業は、県を中心に適切に推進されている事業でありますので、詳細なコメントは私の方からは控えさせていただきますが、仕組みを若干申し上げますと、山口県において平成 17 年度から導入された、やまぐち森林づくり県民税、一人あたり毎年 500 円の負担、事業所は規模に応じて 1,000 円からの負担であります。これは県内の手入れが行き届かず荒廃が懸念される森林を健全な姿で次代へ引き継ぐなど、森林の機能を回復すること等を目的に導入された税で、この財源を活用し、毎年県内各地で事業展開が進められているところであります。

当該地の場合、長期にわたり間伐されない森林において 40 パーセント程度の強度間伐を行い、日光が地面に到達することで下層植物を育て、表土の流出を

防ぎ、森林の持つ多面的機能の 1 つである貯水機能の回復を目的として行われたものであります。

こうした税の導入と事業推進は、山口県は全国でも先駆けであり、現在多くの県で、同様の仕組みが取り入れられていると聞いているところであります。この税の目的からして、限られた財源で広範囲の森林機能の回復が必要であるためと考えますが、森林所有者と協議の上で森林の機能回復のための強度間伐を行うまでが事業の範囲となっており、よって木材の搬出までは税金ではなされない仕組みとなっているところでございます。なお、事業実施においては、すべてこの税が充てられ個人負担はございませんので、そのあたりについては誤解がないようにしていただきたいというふうに思っております。

なお、同事業の場合、森林所有者の責任と費用で間伐材を搬出・利用することはできるとされておりますので、そのことだけは申し添えておきます。

最後になりましたが、いずれにいたしましても阿武町の森林は、一つの重要な資源であると考えておりますので、財源の許す限り計画に沿って必要な政策をすすめ、地域の振興に繋げてまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「はい再質問」という声あり。)

○議長 3 番、白松博之君。

○3 番 白松博之 林道については、本当に大切な分野であるというふうに思っていますので、今後も是非検討していただきたいと思いますが、林道開設にあたって、大面積を所有しておられるところでの林道の開設は比較的容易だと思えますが、小面積の所有者が多い団地での林道開設については、場合によっては林道で大半の山林がなくなる方もいると思います。そのような場合、今後は団地毎に収益をプール計算する必要があるかと思えます。今後山から計画的に

収益を上げていくためにも、団地毎の管理組合のような組織が必要ではないか
と思います。

以前にも申しましたが、いわゆる農地に見られるような土地改良区のような
制度、山林は特に不在村地主も多く、なかなか個人での維持管理は難しくなっ
てきます。是非、行政の指導でこのような組織の検討をお願いします。

それから、今の、やまぐち森林づくり県民税について詳しくご説明いただき
ましたので、割愛して申しますが、今回の事業は森林活力再生事業、この事業
が 4 つある中で使われたと思います。その中でも、森林機能回復事業、この事
業には繁茂竹林整備事業等がありますけども、森林機能回復事業が該当するも
のと思います。この要件を見ますと、整備が行き届かず荒廃し森林機能の低下
したスギ・ヒノキ人工林を対象に強度の間伐を実施し森林機能の回復を図る、
とあります。もう少し詳しく説明しますと、森林法第 10 条の 5 に規定する市町
村森林整備計画において定める森林の区域が、水源涵養機能維持増進森林また
は山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林で次の要件を全て満たす森林とさ
れています。まず私有林であることと 36 年生以上のスギ・ヒノキの人工林、将
来的に伐採収入が期待できない森林、長期間放置されるなど機能低下の著しい
森林、1 カ所当たり 0.1 ヘクタール以上の森林とありますが、今回の伐採地は数
年前にも同じ様な切り捨て間伐が実施されており、道路沿いでもあることから
著しくこの要件から外れていると思いますがいかがでしょうか。

また森林機能回復事業の実施に関する協定書を見ますと、目的の第 1 条に山
口県、市町、森林所有者は第 3 条に掲げる森林の有する水源涵養や山地災害防
止等の多面的機能を三者が協力して回復させることを目的にこの協定書を締結
するとあります。当然これには阿武町もこの協定書に関わっておられますので、
このような現場で切り捨て間伐が行われることをご存じだったと思いますが、
このことについてご説明をお願いします。

○議長 経済課長。

○経済課長 白松議員のご質問についてお答えいたします。

林道の設置等につきましてでございますが、現在町の森林、個人有林、共有林ありまして、間伐等今から計画的に実施していかなくてはなりません、これについては、5年に1回の森林整備計画の見直し等もございますので、その際にまた、いろいろ検討を加えてまいりたいと思います。

それから県民税につきましては、この林地の選定につきましては、今白松議員がいくつか審査項目を述べられましたが、これについては数点のクリアすべき目標がございます。これにつきましては、県の方で厳正に審査され、実施されておりますので、町としては問題ないというふうに考えております。

それから県及び町、森林所有者との協定の中でというふうなお話もございましたが、当該林地につきましては、町道に隣接する林地でございますが、これまでも間伐等が行われているというお話でございましたが、これは全く町道とは反対側の山でございますので、今回の林地の対象林につきましては、全く間伐も行われておらず、適正な判断の上で森林税が活用されたというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長 3番、再々質問はありますか。

(3番、白松博之議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、3番、白松博之君。

○3番 白松博之 今、町道の反対側がということでしたが、実際には、その反対側も以前間伐が行われているということを申し上げ、今後このような場所での間伐ではなく、もっと県民税が有効に使われる場所の選定と一緒に協議していただきたいというふうに思っています。以上で終わります。

○議長 3番、続いて2項目目の質問を許します。

○ 3 番 白松博之 それでは、改正障がい者基本法と障がい者差別解消法の施行にあたって阿武町の取り組みをお聞きします。

阿武町は県下でも初めて E G F との農福連携事業がスタートをし、大きな期待と注目を集めています。この農福連携事業や障がい者関連法律などの改定に併せて、今一度障がい者に関する法律が、どのように町民へ周知され運用されているのかをお聞きしたいと思います。

障がい者差別解消法が 4 月から施行されるにあたって、既に広報あぶ 3 月号で、詳しく掲載されていますので、皆さんもご承知のことと思います。

また、既に平成 23 年 8 月にスタートしている改正障がい者基本法についても、障がい者差別解消法と併せて、阿武町の取り組みについてお聞きいたします。

まず改正障がい者基本法では、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がいがあるなしにかかわらず、一人ひとりを大切にする共生社会をつくるために、自立や社会参加を支援するとあります。その中の第 6 条で、国及び地方公共団体の責務として、障がいのある人の自立や社会参加の支援のための法律や制度を行う責任があるとあります。

そして第 7 条では、国民の理解として、地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調という基本原則についてみんなの理解を深めるとあります。

さらに第 10 条では、施策の基本方針として、国と都道府縣市町村は、障がいのある人の自立と社会参加を支援する法律や制度をつくり、行うときは障がいのある人や家族、支援する人たちなどの意見を大切にするよう努力をしなければならない。とあります。

こうしたことを踏まえ第 11 条では、障がい者基本計画等として、市町村は障がい者基本計画と都道府県障がい者計画に基づいて、それぞれの市町村の障がいのある人のことを考えて、市町村障がい者計画をつくらなければなら

ないとありますが、阿武町ではどのように作成されているのかをお聞きします。

また第 19 条では、雇用の促進等として、国や都道府縣市町村、会社が障がいのある人をもっと雇うようにするために、障がいのある人を優先的に雇う法律や制度をつくらなければならないとありますが、山口県は全国的にも障がい者の雇用率が高いとされています。

平成 25 年 4 月 1 日から、障がい者の法定雇用率が引き上げられ、従業員 50 名以上の民間企業が 2 パーセント、地方公共団体が 2.3 パーセント、都道府県等の教育委員会が 2.2 パーセントとなっています。阿武町では障がい者の雇用はどのようになっているのでしょうか。阿武町内の企業や地方公共団体の現状をお知らせください。

次に今年 4 月 1 日に施行された障がい者差別解消法についてお聞きします。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

内容の周知については、広報あぶや先の身障協総会において、民生課の担当者よりご説明を頂きましたので、私どもには理解はできたと思っておりますが、障がい者がしっかり理解をすることも必要ですけれども、広く町民の皆さんに理解をしていただくことが大切だと思っております。

この差別解消法の中で、市町村は不当な差別的取り扱いや合理的な配慮について、これらを盛り込んだ対応要領が義務化されており、事業者に対しては努力義務となっています。この対応要領作成にあたっては、障がいのある人などから意見を聴きながら作るよう努めるとされています。

阿武町の取り組みはどのようになっているのかをお聞かせください。

一概に障がい者といっても、私どもに目の不自由な方や耳の不自由な方、

またその他の障がいのある方の不便さはなかなかわからないものです。逆に足の不自由な方の不便さは当事者でなければなかなかわからないものです。

ある方から町民センターの玄関にたどり着くまでの点字ブロックがないので、コンサートなどに一人で行けないとおっしゃいました。

改めて現場に行ってみると、国道から曲がると玄関まではないことに気が付きました。私たちは、年を取るにつれてなにがしかの障がいを持つリスクが高くなります。それぞれの障がいを持った人や家族、支援者などが互いの人権を尊重し合いながら、それぞれの立場に立って協議をすることで、住みよい社会が作れるのではないかと考えています。町長のお考えをお聞かせください。

○議長 ただ今の、3番、白松博之君の2項目目の質問に対する、執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 改正障がい者基本法と障がい者差別解消法の施行にあたっての質問ではありますが、まず、最初に阿武町の障がい者計画の作成状況についてではありますが、ご案内のとおり障がい者基本法は、障がいのある人に関係する一番大切な法律で、障がいのある人の法律や制度についての基本的な考えが示してあるところであります。

また、障がい者計画策定の意義におきましては、国、都道府県及び市町村がそれぞれの役割・責任分担に配慮し、有機的な連携のもとに、それぞれの立場でその役割に応じた計画を策定することが不可欠である、との策定指針が政府から示されているところでもあります。

特に、障がい者基本法の第11条第2項では、都道府県は、障がい者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障がい者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画、都道府県障がい者計画を策定しなければならない。また、同条第3項では、市町村

は、国の障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画、市町村障がい者計画を策定しなければならない。と規定してあり、これを受けて山口県においては、平成 25 年度から 29 年度までの 5 カ年間に於ける、やまぐち障がい者いきいきプランと、平成 27 年度から 29 年度の 3 カ年に於ける、山口県障がい者福祉サービス実施計画（第 4 期）が策定され、一体的に障がい者施策が推進されているところではありますが、阿武町におきましても、国、県の計画や阿武町の障がい者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、平成 25 年度から 29 年度の 5 カ年間に於ける、阿武町障がい者プランを平成 25 年 3 月に策定し、町及び障がい福祉関係者や関係機関における事業推進の基本方針として位置づけているところであります。

また、阿武町障がい者プランのサービス実施計画となる、阿武町障がい福祉サービス実施計画（第 4 期）を昨年 3 月に策定し、平成 27 年度から 29 年度の 3 カ年に於ける障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制等の整備を図っているところであります。

なお、それぞれの計画策定にあたりましては、障がいのある方の家族を含むサービス利用関係者、医療機関、福祉関係団体、そしてサービス事業所の関係者でつくる阿武町地域福祉運営協議会において協議し、承認を得て策定しているところであり、特に昨年の 3 月に策定いたしました実施計画におきましては、アンケートの実施等により現状と課題等を洗い出しながら、施策の方向性を示すために、26 年度には協議会を 4 回開催した中で、慎重なご審議をいただき策定したものであります。

次に、2 点目の阿武町内の障がい者の雇用状況に関するご質問ですが、阿武町役場におきましては、障がい者の雇用義務となる法定雇用率 2.3%

一セントに対して、2.61パーセントで基準を満たしているところであります。また、障がい者の雇用が義務づけられております50人以上規模の町内の企業2つあるわけではありますが、2.0パーセントの基準に対して、一つは3.25パーセントで基準を大きく上回り、もう一つは1.7パーセントと基準よりも若干下回っているために鋭意雇用努力がされていると聞いているところでございます。

なお、萩公共職業安定所の調べでは、平成27年6月1日付けの萩管内の障がい者雇用率は2.33パーセントで、1年前の2.02パーセントに比べて0.31ポイント改善しており、全国平均も1.82パーセントから2.0パーセントに上昇し0.18パーセント改善されている状況となっているところでございます。

次に、3点目の障がい者差別解消法についてのご質問であります。この法律は、国連の障がい者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障がい者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されたものであります。また、障がい者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律で、障害のある人に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけるものであります。

特に、法第10条では、地方公共団体等職員対応要領について規定されており、その第1項では、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする、とされているところでございます。そして同条第2項では、地方公共団体等職員対応要

領を定めようとするときは、あらかじめ障がい者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また同条第 3 項では、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なくこれを公表するよう努めなければならない。同じく第 4 項では、国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない、と規定されているところであります。

町では、この法律を受けて、法第 7 条に規定する行政機関等における障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止などについて適切に対応するため、阿武町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定し、平成 28 年 3 月 8 日付けの訓令第 1 号として、4 月 1 日から施行しているところであります。

また、法第 10 条第 2 項に規定されている、対応要領を定めるにあたっては、障がい者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、との規定に関するご質問であります。この件につきましては、策定日前日の 3 月 7 日に阿武町社会福祉協議会の会議室で開催され、議員も会長として出席をされておりました阿武町身体障がい者福祉協議会の役員会の中において、民生課の担当職員から差別解消法の施行前における説明と、それに関する現場のご意見、要望等をお聞きした結果、特になしという結果であつてと聞いているところでございますので、策定にあたっては同条第 4 項の、国は地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない、と規定されていることから、国の対応要領等を参考に策定し、職員には施行後の 4 月 4 日付けで周知のための文書に内閣府の作成したパンフレットを添付して周知を図ったところでありますが、今後におきましても、例年職員を対象に実施をしております人権研修の中で取り上げながら、周知

を図っていきたいと考えているところでございます。

なお、同条第 3 項の公表につきましては、町のホームページに掲載してありますので、ご確認いただき、不備な点やご意見等があれば担当課とご協議いただき、必要があれば改正してまいりたいと思っております。

そのほか、この件につきましては町の教員委員会議においても協議されており、阿武町立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を 3 月 15 日付けで策定し、各小中学校に配布して、教職員等への周知を図っているところでございます。

次に、町民センターにたどり着くまでの点字ブロックに関するご質問であります。現在阿武町で視覚障がいの手帳を所持されている方は 23 人で、このうち重度の 1 級の手帳をお持ちの方は 12 人、うち在宅でひとり暮らしが 4 人おられますが、点字ブロックにつきましては、現在国道の歩道部分においても未整備の状況であり、町といたしましては、町民センター前の町道畠田郷川線につきましても歩道がなく、幅員も狭いため点字ブロックを整備することはかえって危険であるとの認識であります。

一人では文化ホールのコンサートにも行けない、というご意見であります。町では、障がい者の方が余暇活動等の社会参加のための外出に移動支援の必要がある場合には、阿武町障がい者移動支援事業の福祉サービスも行っておりますので、ご利用いただき、また町民センター内の案内等につきましては、申し出があれば職員が誠意を持って対応もいたしますが、その一方で、自助、共助、公助、この共助において、ボランティアの皆さんや阿武町身体障がい者福祉協議会の会員の皆さんが、相互に誘い合って、一緒に助け合い、支え合う中で、文化ホールで開催されるコンサートにもお出かけをいただければいいというふうに思っております。

最後に、住みよい社会を構築していくためには、それぞれの障がいを持った人や家族、支援者などが協議することが必要ではないかのご意見であります。当面は新たな協議の場を用意するよりも、現在ある各種の協議会等をはじめ、社会福祉協議会や教育委員会の主催する各種の研修会や会議のほか、総合相談センターでの相談や役場担当課による出前講座などを積極的にご活用いただき、ことあるごとに機会を捕まえて、障がい者差別解消法に則した実践にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「はい」という声あり。)

○議長 3 番、白松博之君。

○白松博之 先ほど申しました第 11 条の中で、市町村障がい者計画をつくらなければならないとなっておりますが、26 年度から 29 年度の間ということですが、具体的には、これはいつごろ作成され、委員会等で障がい者の方がどのような形で参加されておられるのかお聞きしたいと思います。

それともう一つは、点字ブロックについて、やはり私ども障がい者の連絡協議会としましても、この弱視の方の意見をもう少し反映させなければならないと思いますし、非常に危険であるというふうなご答弁をいただきましたけれども、本当に必要な方がどのように思っておられるか、是非ともまた、民生課の担当職員の法からでも聞いていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長 民生課長

○民生課長 先ほど町長の答弁にございましたように、障がい者プランにつきましては、地域福祉運営協議会の方で協議をいただいて決定をしているところであります。この地域福祉運営協議会は、まず福祉における最高協議機

関であるというふうに位置づけておりました、地域密着型のサービスに関することや、障がい者地域自立支援に関すること、また介護保険、老人福祉に関することなど障がい者に限らず、地域福祉に関することを一体的にご協議いただいております。先ほど申しましたが、実施計画をつくるにあたりましては、関係者等によりまして地域のニーズを把握して、それをもとに計画を策定いたしまして、地域福祉運営協議会の中でも十分にご審議いただいて、策定しているところであります、このプランにつきましては、もう既に昨年 3 月の全員協議会の中でも議員さんには計画書をお配りしている所ありますので、またご覧いただければと思っています。

また点字ブロックにつきましても、先ほど答弁にございましたけど、現場は幅員も狭く歩道もないということで、すぐに点字ブロックをするのはなかなか難しいという状況でありますので、現時点におきましては、阿武町が実際に行っております障がい者の移動支援サービスとか、そういうものを是非ご活用いただきたいと思います。現に使っておられる方もおられますので、そういったことを今後活用していただければと、皆さんに広く周知した方がよろしいかなというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長 3 番、再々質問はありますか。

(3 番、白松博之議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問がないようですので、これをもって 3 番、白松博之君の一般質問を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 15 分

再 開 10 時 25 分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、6 番、田中敏雄君。ご登壇ください。

○6 番 田中敏雄 最初に、先般熊本・大分の両県を襲ったマグニチュード 7.0 の地震により熊本県益城町を中心に甚大な被害をもたらしたことについて既にご承知のとおりであります。携帯電話から深夜流れた緊急地震速報、強い揺れに警戒してくださいと、はじめて知らされたときは、改めて地震の怖さと不安をこれまで以上に感じました。当町におきましても震度 3 を記録しました。報道によりますと地震で亡くなられた方は 49 人、未だ行方不明者 1 名、地震関連死を含めると 59 人の方がお亡くなりになられ、今なお多くの方が被災され、被害に遭われた皆さんに心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復旧・復興を願うものであります。当町からも行政支援に職員の方々が熊本市に応援に行かれたとお聞きしました。町民の一人として大変ありがたいことだと思えます。当町では、これまでも人命を失うほどの大きな地震は経験ありませんが、第 6 次阿武町総合計画に基づき、より安全安心なまちづくりに取り組まなければならないと思えます。

さて今回の質問は、まず福賀地区に建設が計画されております高齢者福祉複合施設についてお尋ねをいたします。

昨年国勢調査が行われましたが、まだ詳細について公表されておられませんので当町現在 3 月 31 日付け住民基本台帳によりますと、阿武町の人口は 3,550 人の内 65 歳以上の高齢者の方が 1,682 人と全体の 47.38 パーセント、内 75 歳以上が 1,014 人全体の 28.56 パーセントを占め、約 2 人に 1 人が高齢者、また 3 人に 1 人が 75 歳以上の後期高齢者、福賀地区を見ますと人口 622 人、65 歳以上の高齢者が 338 人と高齢化率も 54.34 パーセントと高くなっています。

昨年策定されました第 6 次阿武町総合計画の中でも基本理念、基本計画等

において方向性は出され、また同じく 3 月には阿武町高齢者介護福祉計画（第 6 次計画）が策定され、中でも平成 12 年 4 月からスタートしました介護保険制度はこれまでの家族中心の介護から介護を社会全体で支えようという主旨ではじまり、平成 18 年には介護予防に重点をおいた制度として体の機能を維持改善して、できるだけ介護を必要としない状態を保つためにも介護予防サービス、地域密着型サービス等々と、現実に即した制度へと改正されています。

現在当町の要支援・要介護認定者は、3 月末時点で、町全体で 369 人、内要支援 1 が 65 人、要支援 2 が 18 人、要介護 1 が 78 人、要介護 2 が 63 人、要介護 3 が 55 人、要介護 4 が 38 人、要介護 5 が 52 人、福賀地区では要支援 1 が 11 人、要支援 2 が 3 人、要介護 1 が 13 人、要介護 2 が 9 人、要介護 3 が 9 人、要介護 4 が 6 人、要介護 5 が 7 人の計 58 人となっています。この内サービス利用状況は、特別養護老人ホームへ 1 人、介護療養型医療施設へ 2 人、認知症対応型グループホームへ 4 人、有料老人ホームへ 1 人、清ヶ浜清光苑への入所が 7 人、在宅サービスでは訪問介護が 2 人、訪問看護が 4 人、通所介護えんがわ等へ 22 人、福祉用具レンタルは 29 人、福祉用具購入が 1 人、ショートステイが 3 人、居宅療養管理指導が 5 人とサービス利用者は 44 人、サービスを受けておられない方が 14 人とあります。また介護予防事業のワハハ元気クラブ利用者が 18 人、からだ元気クラブが 1 人となっております。また福賀地区の施設入所待機者については、特養恵寿苑が 8 人、グループホームが 3 人の状況にあります。

平成 17 年 3 月合併をしないで単独町制を選択した当町においては町政を維持していくためにも町民一人ひとりが、特に高齢者の方々に大いに関心を持っていただき、特に高齢者の方々は戦中・戦後の混乱の中から生まれた郷土愛の精神には特に強固なものがあると思います。高齢者のみなさんが住み慣

れた家庭や地域でいきいきと自分らしく生活ができるためにも、元気な時から介護予防のために町が行う各種事業やサービスに自らが積極的に参加することが今求められております。

これからの介護予防、生活支援サービスの在り方は地方創生の延長にあり、自分たちの住む町は自分たちが計画立案し、そして実績が問われる。これまでのように国の指導のままに事業をしていけば、それなりにサービスを受けることもできましたが、これからは自分たちで考える事をしない町は何もできないといった非常に厳しい現実が突き付けられてきています。

しかしそうした現実を逆手に、ピンチはチャンスと考えることもできます。福賀に建設を予定されている福祉複合施設は、とらえ方によれば全国に向けて阿武町をアピールできるチャンスだと思います。是非とも町長には思い切った取り組みを期待するところであります。

昨年 10 月に策定されました阿武町版総合戦略、選ばれる町をつくるのも同じく、これからの町づくりはどれだけの町民が町づくりに参加する意識を持つかが問われてきます。阿武町の人口の約 50 パーセントを占める高齢者の強固な意欲と旺盛な志気にかかっていると言っても過言ではないと思います。

そのためにも一日も早い、それぞれの地域にあった地域包括ケアシステムを構築していくことが喫緊の課題であると思います。私も 65 歳になりました。質問をした以上、先ず臆より始めよとっております。そこで、先般白松議員の一般質問の答弁で、福賀地区においても現在あるデイサービスセンターのえんがわだけでは不十分で、宇田郷地区と同じ様な老人福祉施設の整備が必要だと答弁をされております。町長は就任以来一貫して基本構想、基本計画を基に高齢者福祉に積極的に取り組まれ、それぞれ目に見える成果が出ていることに感謝しますが、就任当時とは大きく様変わりしており、中でも日本創成会議人口減少問題検討分科会が出した消滅可能 896 自治体、人口減少時

代の到来等々は大きなショックであります、自信を持ってまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。先般 6 月 2 日、福賀高齢者福祉複合施設の意見交換会が福賀ことぶき会、福賀婦人会、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡協議会の代表者で行われ、地元議員もオブザーバーとして参加し貴重なご意見をいただきました。

この福祉複合施設は中山間過疎地域において生活の拠点となるような、たとえば元気なお年寄りも気楽に立ち寄り自分たちで運営ができる、たとえばコーヒーの一杯でも飲んで皆さんとの会話もでき、ひと時を楽しく過ごせる憩いの場、シルバーカフェ等々として、また軽い食事がとれる場所として、あるいは配食サービス福賀地区の弁当は作るといったことや、ワハハ元気クラブや各種健康づくり教室等々もこの施設で行うとか、また一人暮らしのお年寄りにおいては、冬季の積雪等による不安や病院から退院の際の、すぐに自宅で日常生活することが不安など高齢者が抱える多くの不安については、これからできる施設に来て相談すれば少しでも不安が払拭され、高齢者ばかりではなく家族の人も近寄りやすくなり、また現在コミュニティーワゴン車での待合場所がなく J A の店舗を借りるなどして大変困っておられることも、高齢者に向けて、正にいつまでも自宅で可能な限り自立した日常生活を送ることができる複合的な役割を十分果たし得る施設となることを期待するところであります。

政府は来年 4 月に予定されている消費税率の 10 パーセントへの引き上げを、2019 年(平成 31 年) 10 月まで 2 年半再延期することを正式に表明しましたが、予定どおり消費税率を 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げた場合、軽減税率の影響を除いて、今よりも年間 5 兆から 6 兆円程度税収が増えるの見込んで、この使いみちはすでに決められており、この内のおよそ 3 分の 2 は高齢化によって膨らみ続ける赤字国債で補っている医療や年金などの社会保

障費の財源に充て、残りの 3 分の 1 は社会保障の充実などに充てることになっています。

このため、引き上げの再延期で、社会保障費の財源不足が続くことになり、社会保障の充実策の財源確保が難しくなり、福賀に建設が予定されています福祉複合施設に大きな影響が出るのではないかと懸念しております。自主財源の少ない当町では、単独町費ではできないと思いますが、補助事業に乗り申請し、順調に計画通り進められたとして何年の施設の供用開始を考えていますか。また施設の場所、施設の特徴等について町長にお伺いいたします。

○議長 ただ今の、6 番、田中敏雄君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 6 番、田中議員からの、福賀地区に建設される高齢者福祉複合施設についてのご質問でございますが、この福賀地区の高齢者福祉複合施設につきましては、これまでも平成 26 年の 3 月議会、そして昨年 12 月議会にも同じ趣旨のご質問をいただいたところでありますが、その際の答弁といたしまして、福賀地区においてもデイサービスセンターのえんがわだけでは不十分で、老人福祉施設の整備が必要であると感じている、また諸般の事情により現段階では内容等がきちんと決まっているわけではないし、町全体を考えた施設の事業規模や予算的なものまた建設場所の選定等につきましても中長期的な視点に立って行政の責任として決定したいと考えている、とお答えしてきたところでございます。

そうした中ご案内のとおり、福賀地区におきましては、議員ご指摘のとおり高齢化率が 50 パーセントを超え、小規模型のデイサービスセンターえんがわが、社会福祉法人阿武福祉会により整備・運営されているところでありますが、現在では高齢化の進展等によりまして手狭な状況になっているところであります。また福賀地区においては、そのほかに福祉施設もなく、これか

らさらに進展することが予想される超高齢社会において、安全で安心な地域づくりを推進するためにも福祉施設の整備は必要不可欠であると認識しているところであります。

そのため、この施設の整備につきましては、平成 27 年 4 月に策定いたしました平成 27 年度から 31 年度までの 5 カ年の計画を示す第 6 次阿武町総合計画及び実施計画におきましては、福賀地区の福祉の拠点づくり事業として、また平成 28 年 3 月に策定いたしました平成 28 年度から 32 年度までの 5 カ年間の計画となる阿武町過疎地域自立促進計画におきましては、介護老人保険施設として、それぞれ地域交流・高齢者福祉複合施設の整備事業として計画を立て、議会においてもご承認をいただいたところでございます。

しかしながら、ご案内のとおり昨年の 6 月に当初建設予定地として考えておりました旧福賀中学校の跡地が、土砂災害警戒区域の中にあることが判明いたしまして、山口県に協議いたしましたところ、8 月 27 日付けの県からの回答により、土砂災害警戒区域の中にあっては福祉施設の建設ができないということになり、それ以降、建設場所の選定に苦慮してきたところでございます。

この間、昨年 10 月に開催いたしました、まちづくり懇談会では、中学校の跡地利用についてのご質問をいただき、また 12 月議会においても、先ほど申し上げましたように、福賀地区老人福祉施設の建設計画についての一般質問をいただいたところであります。

そうした中、町といたしましては、この間に土地の選定を急ぐとともに、福祉の担当課である民生課、地域福祉を担う社会福祉協議会、そして地域の福祉サービスを担う阿武福祉会が一緒になって、近隣の施設を視察しながら意見を集約し、施設の規模やそれに見合った場所の検討など行ってまいりました。

また、ご案内のとおり、この間には地方創生における地方版総合戦略の将来的な人口推計も示され、何も手を打たなければ 25 年先には阿武町の人口が 1,462 人まで激減するとの予測となり、福賀地区においては、現在の住民基本台帳による 5 月末の人口は 615 人となっておりますが、総合戦略における試算によると 10 年後には総合戦略がうまくいったとしても 477 人、20 年後には 380 人、そして 25 年後には 332 人にまで減少し、何も手を打たなければ 25 年後には 265 人にまで落ち込むとの試算となったところでございます。また、一般的に高齢社会と言われながら、阿武町におきましては既に高齢化のピークは過ぎ、高齢者自体の数が年々減少しているという事態になってきております。

こうした状況も加味しながら、将来的なことを考え合わせますと過大な施設の建設は必要ないものの、その一方で当面の課題に対応する施設整備の必要性も考慮し、中長期的な視点に立ちながら施設の規模等について専門家を交えて協議をしてきたところであります。また、高齢社会の中にあって、これからの施設整備にあたって一番重要なことは、施設を集約していくコンパクトシティーの観点に立ち、なおかつ国からも求められている地域包括ケアシステムの構築の構想に立った地域密着型の施設整備であり、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるような場所の選定が重要であり、併せて福賀地区の新しい福祉のシンボルとなるような場所の選定に意を用いてきたところであります。

そうした様々なことを総合的に勘案した中で、今回、以前に撤退したブルーウェイ株式会社福賀工場の跡地が町有地であり、上屋の取り壊しの許可にあわせて既に取り壊しを行ったことから、ブルーウェイの跡地に建設することを決め、建築設計の観点からも面積的に問題ないということを確認した上で、去る 6 月 2 日に福賀ことぶき会、福賀婦人会、民生委員児童委員協議会、ボランティアほほえみ会、福賀昭和会のそれぞれの代表者の皆さんにお集ま

りいただき、役場担当課をはじめ、福祉関係機関等が一堂に会して意見交換会を開催し、建設場所や施設の規模、内容等についてのご説明を申し上げ、地元代表者の皆さんにもご理解をいただいたところでございます。

これを受けて、今回の補正予算におきまして土地の整備をはかる工事請負費や設計業務委託料等を計上させていただいたところであり、意見交換会の際に地元の皆さんにお出しいたしました計画概要を示す図面等も、本日お手元に配布をさせていただいたところであります。

特に、現在のブルーウエイの跡地につきましては、3年前の豪雨時に建物が浸水したことから、土地の嵩上げが必要であり、外壁となる擁壁工事を行った後の埋め立て用の埋立土をどこから持ってくるかということが大きな課題としてありました。この件につきましては、町の工事をはじめ、県の土木事務所等にも担当課から連絡をとりながら、嵩上げのための盛り土を探していたわけではありますが、その埋めるための残土がどこにもなく、いつ嵩上げができる状況になるのか分からない状態で、早歌も歌えないという状況でありましたが、以前に阿武北広域農道を整備した際の残土がイラオ山の麓に積み上げてあり、この残土を運搬して埋め戻すということで、今回決断をし、補正予算に計上したところであります。

また、施設の規模や内容等、現段階での計画案ではありますが、計画床面積が約775平方メートルの1階平屋建てで、構造や工法等につきましては設計段階における地質調査等により決定することになりますが、内容的には、介護予防と地域交流を図る介護予防拠点・地域交流スペースをはじめ冬期など自宅で暮らすことが不安な方を対象に1週間から3カ月の間で利用できる生活支援ハウスが3床、通いのデイサービスを中心として希望によりヘルパーの訪問やショートステイが利用できる5床分の泊まりなど、多様な形態のサービスを提供することで在宅での生活を支援する小規模多機能型施設、そして

7 床の認知症対応型グループホームを一体的に整備する複合型施設の建設を予定しているところであり、住み慣れた地域で、地域の皆さんが安心して生活できるような施設整備を考えているところでございます。

なお、ご質問のありました整備計画につきましては、今年度に建設用地等の整備と実施設計を行い、そして来年度に施設の建設を行う予定で、来年度末までには開設をしたいと考えているところでもあります。

しかしながら、田中議員もご懸念のとおり、補助金につきましては、県が国からの交付金を基金として積み立て、それを県が補助金として各市町に交付することになりますが、各市町からの要望が多ければ補助金が減らされるということも考えられるところであり、県の担当者の話では、消費税を 10 パーセントに上げることで財源が確保される予定であったとのことで、今回も消費税のアップが見送られたということで、大変厳しい状況も想定されるころではあります。町といたしましては、補助金の確保等を含め、全力で建設・整備を進めてまいる所存であります。

そして、何よりも一番の問題はその中身であります。建物は建ってもその施設をいかに有効に活用していくかは、これからの地域の話し合いや地域の皆さんのやる気にかかっている部分もあるわけであり、補助事業でありますので施設の使用にあたっては少なからず制約も出てくるわけですが、超高齢社会と言われる現状の中にあっては、今後さらに様々な問題や課題が表面化してくることが予想されます。そうした問題や課題に対応していくためには、いかに地域が一つになって地域のことを考え、施設を管理する福祉事業所と協力・連携しながら、超高齢社会に対応する支え合いの仕組みをどう構築していくかにかかっているのではないかと考えているところでございます。

そして、この福祉施設を拠点として、地域、福祉関係事業所、そして行政

等が一体となって、超高齢社会の先進地モデルとなるような展開に発展していくことが、阿武町を広くアピールすることができるチャンスだと思っておりますので、地域の皆さんのこれからのご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁を終わります。

○議長 6 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(6 番、田中敏雄議員「はい」という声あり。)

○議長 6 番、田中敏雄君。

○6 番 田中敏雄 いろいろとありがとうございました。

それで今、町長言われましたように、施設はできたけど利用者が、利用する人が少ないと。町長、反対に利用する人が増えて施設が狭いというときになったときは、単独町費でも拡張されるようなお考えはありますか。

○議長 町長。

○町長 開所してみても、その状況がどうなるかというのは、今から判断することはなかなか難しいというふうに思っているわけですが、専門家の方等の意見等も聞いた中で、一応計画を立てているところでありまして、これが、県の方に申請をいたしまして国の補助金申請を今年度するわけですが、当面はこれで行かざるを得ないというふうに思っておりますが、将来的にそういった事態になったときにはですね、そのときにやっぱり検討していくことが必要だろうというふうに思っておりますので、やっぱりそこは柔軟に対応していく必要があるだろうというふうに思っております。以上です。

○議長 6 番、再々質問はありますか。

(6 番、田中敏雄議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、6 番。

○6 番 田中敏雄 町長のお取り組み、そして思いなどよくわかりました。

一番大切なことは、健康づくりについて町民の多くの方に関心を持っていただけるかということが基本になると私は思います。これまでも、民生課、社会福祉協議会、教育委員会等において、総合検診の推進、阿武町の生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進、各ふれあいサロンにおいての取り組み等々、健康づくりについて取り組んでこられ多くの方が参加されておられますが、どうしても健康づくりに関心のある人のみに限られているように思われます。

そこで一つの提言ですが、平成 23 年 8 月 19 日に NHK のラジオ体操が、雨のために宇田中学校の体育館で行われたことがありましたが、これを契機に婦人会が主体となって、人が集まったときにはラジオ体操をしようと組み込まれたことがあったと思います。私は、町の各種行事や会合のときはラジオ体操をしてから始まる、阿武町に行けば会議の前には必ずラジオ体操が行われる、また会場が狭いところはストレッチ体操をしてから始まる、と言われるようになれば町民の意識も健康づくりについて少しは変わってくるのではないのでしょうか。

良い例が、自治会と消防団の消火栓を使った訓練で、毎年のように参加者が増えています。それは、自分の住むところは自分たちで守ろうといった意識の表れだと思いますが、これも継続して行うからこそできたことだと思います。

今度は、阿武町版健康づくりにラジオ体操を取り入れ定着させてはいかがでしょうか。町長、考えをお伺いします。

○議長 町長。

○町長 貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

NHK のラジオ体操、山口放送局の方が主体でやられたわけではありますが、平成 23 年の 8 月、このときには雨が降りまして、多くの方にご迷惑をかけた

わけでありましたが、私どももびっくりしましたがNHKの方もびっくりしておりましたが、当日500人を超える方が集まっていたきまして、関心の高さを改めて認識したところでありましたが、その中で多くの町民の方がご参加いただきまして、本当に当時のことを今思い出したわけですが、あれからラジオ体操を一過性で終わらせるという気は私もないわけでありましたが、婦人会を中心に、ことある毎にラジオ体操を取り入れておられます。それで年々増えているんだろうというふうに思っておりますが、今山口県版のラジオ体操もありまして、私も実際にこれで体操をしたこともあるわけですが、笑うことも健康にいいんだから、そういったことでそういう狙いもあるのかもわかりませんが、確かにハード事業の場合には、割と金を使って建物等、後に残ればある意味分かりやすいんですが、この一番良い例がソフト事業の難しさがそこだろうというふうに思っておりますが、ソフト事業の取り組みは難しいなということを実感する一つの例として、田中議員がご指摘されたんだろうというふうに思っておりますが、逆に言えば、やっぱり阿武町はラジオ体操でアピールできるような、そういった町、健康づくりでやれば、いろんなメニューをすることも必要でしょうけども、ひとつアピールするために、アドバルーンをポツとあげてから、そういったことを取り組んでいくことも大変重要だろうというふうに私も思っておりますので、これから民生課なり教育委員会の方で、具体的に詰めていきたいというふうに思っておりますが、全ての会議の前にラジオ体操をするというのは、会議の内容にもよると思いますので、それは内容を見ながら今後の検討課題ということしていきたいというふうに思っておりますが、趣旨につきましては十分理解をさせていただきます。

○議長 教育長、何かありますか。

(教育長「特にありません」という声あり。)

○議長 以上で 1 項目目の質問を終わります。続いて 2 項目目の質問を許します。

○6 番 田中敏雄 はい、次に福賀地区グラウンドゴルフ場休憩施設及びトイレの設置について、をお尋ねいたします。

当町では昨年 3 月に策定されました第 6 次阿武町総合計画、ハッピー阿武町健康プラン等々、健康寿命、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のことを言いますが、それを介して一日 1 笑、日々笑顔、笑顔から生まれる健康づくりを合言葉に健康づくりに取り組まれています。健康寿命を一日でも延伸するために、ハッピーあぶ町三つ星プロジェクトに取り組まれています。これは、高齢者の方が余暇の時間をどう使うかにあると思います。

健康には、体の健康と心のふたつに大きく分かれると思います。体の健康には定期的な健診を受ける事、毎日摂取する食生活に留意して持病の方は、まず自分の体と上手く付き合う事、また高齢の皆さんの青春時代つまり戦中戦後は、劣悪な食糧難時代で、食べられるものなら、あれが良いとか悪いとか言っておられない、自分は食べないようにして家族とか近所等にといった大変な時期を過ごしてこられました。

仮に今、その時代にタイムスリップしたとしたら、果たしてわれわれは生活することができるでしょうか。スーパー、コンビニ等に行けば何でも食べるものがある、グルメとか飽食の時代、食について多くのことを考えさせられますが、現在では健康教室等々、いろんな施策を通じ知識を得ることができますが、現状ではまだまだ皆さんの関心が少ないように思われます。

もう一つは心の健康だと思います。人間はいくつになっても人に打ち明けられない悩みを抱えるものだと思いますが、その悩みを一つだけでも少なくすることが心の健康だと思います。平成 26 年度阿武町健康意識調査によりま

すと、いざという時に頼りになるひとがいないと言う人が無回答の人も入ると、約 30 パーセントの数字が出ています。また自分なりのストレス解消を持っている人が全体の 67 パーセントとあります。心の健康は大変難しい取り組みではありますが、その一つに生け花、囲碁、俳句、カラオケ、ゲーボール、グラウンドゴルフをはじめ、芸術、文化、スポーツ等々の趣味や、娯楽の世界があると思います。

スポーツの中でもグラウンドゴルフを取り上げて見たいと思います。スポーツは、まず体を動かすことにより、その日の自分の体調の状態を知ることができます。個人競技ではバイタリテーを養うことができます。人間負けた時が一番本性を出しやすい、とあります。競技生活に限らずいろいろな場面で、自分自身のことを助け勇気づけてくれます。また、人が集まることにより会話が生まれ、仲間ができ、なんととってもそこに自分の居場所があることだと思えます。

阿武町では、現在グラウンドゴルフ愛好者は約、奈古地区が 60 人、宇田郷地区が 40 人、福賀地区が 70 人おられます。

平成 17 年、単独町制を選択し、これを契機に第 1 回阿武町グラウンドゴルフ大会が 10 月 31 日阿武町民グラウンドで開催され、約 70 人の選手の皆さんの熱戦が繰り広げられました。グラウンドゴルフは年齢を問いませんが、町内の愛好者のほとんどが 70 歳以上の元気な皆さんであります。

福賀地区のグラウンドゴルフの歴史は、平成 13 年頃ニュースポーツとして福賀ことぶき会を中心に始まり、平成 14 年度頃、林業センター横の町有地を埋め立てし、福賀グラウンドゴルフ場として整備していただき、以来グラウンドゴルフ大会を原則毎月第一金曜日に実施し、平均約 40 人の方が参加されています。これ以外に天気の良い時には毎日のように約 20 名程度の方が楽しんでおられます。皆さんが一堂に会してスポーツをされる姿は、誠に喜ばし

いことであります。高齢者の皆さんが、戦中戦後動乱の世紀を、自分のことはさておいて、家族や地域社会の反映を優先し、がむしゃらに働いてこられたおかげで現在の福賀があると思います。

農林業の一次産業が主力の地域にあつては、振り向けば趣味や娯楽に限られた時間しか取れない極めて厳しい時代を過ごしてこられました。今、グラウンドゴルフと出会い、初めて楽しさを見つけられた方々も多くおられると思います。皆さん大変良い顔をして楽しくプレーをされておられ、笑顔があふれています。

だからこそグラウンドゴルフ場を整備していただいて以来今日まで、自分達のグラウンドとして、草が生えれば、土が流れれば会員同志が積極的に作業に従事し、現在でも自分たちで維持管理されてきましたが、寒い日、あるいは炎天下においては、風よけ、日よけ等できるところがありません。

スポーツは試合の際の勝敗も大事ではありますが、休憩時間にお互いがいんな話ができ、コミュニケーションがとれることが町づくりに大切ではありませんか。

そこで、現在休憩する施設がありません。会員の方が長いすを 2 つ作られ寄贈させておられますが、風雨にさらされ傷むのではないかと心配されています。皆さんから、町にも金がないので無理なことはお願いできないけれど、自分たちのことは、これまで後回しにしてこられました。この休憩施設はグラウンドゴルフ愛好家の皆さんのみならず福賀地区にとっても情報の発信と交流の場として大切な施設だと思います。人間は体力が衰えてきますと、気力も無くなって何事も諦めてしまいがちになりますが、負けても勝っても次の試合のことを考える覇気が大切であります。

スポーツは、こうしたことにおいても、健康づくりの推進に大いに役立つものだと、併せて休憩所には是非トイレの設置をお願いいたします。

平成14年にゲートボール場にトイレのお願いをして林業センターのトイレを利用させていただけるように施設も改修していただきましたが、高齢になりますと若い時のようになかなか我慢ができる時間が短くそのうえ頻尿で大変不安になります。その良い例が、旅行をしますと休憩所ごとに、今自分は出たくないけれど、万が一の時にと、休憩所ごとにトイレに行くようになったりするの私だけでしょうか。トイレに不安を持つと、旅もスポーツも面白くありません。現在ゲートボール場では林業センターまで行くのが大変難しく、自分たちで簡易トイレを設置して自分たちが汲み取り料を負担しておられるとお聞きしました。グラウンドゴルフも最近では萩市紫福地区との愛好家同士の交流試合も行われ、特に女性の方が大変困っておられます。

また先般、グラウンドゴルフ場の入り口の道路を舗装していただき、皆さんは大変喜んでおられます。

町長、自立した町づくりには自助、共助、公助は言うまでもありませんが自助もどこまでが自助でどこからが共助か、また、どこからが公助か、と境目がありません。町づくりに取り組む首長の温情ある采配によるものだと思います。是非福賀地区の皆さんの声を聞いていただき資源の少ない当町にとってはマンパワーが力となります。選ばれる町を目指して、小さくても個性が光る自立した町の実現のために建設についての町長の考えをお伺いいたします。

○議長 ただ今の、6番、田中敏雄君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 福賀地区グラウンドゴルフ場休憩施設及びトイレの設置についてのご質問でございます。

今、高齢者が中心ながらも幅広い年齢層で盛んに行われておりますグラウンドゴルフが、町づくりの活性化に様々な側面から寄与しているのではない

かという観点から、グラウンドゴルフを楽しむ人がより快適にプレーできるための環境を整備してはいかがかというご質問でございますが、ご質問にありましたように、このグラウンドゴルフが心と体の健康づくりにも貢献しているということ。またそのことが、ひいては町づくりに繋がるということは、私も感じているところでありますが、最初に、グラウンドゴルフを町としてどう捉えていくのかということにつきましては、昨年策定いたしました阿武町総合計画及び教育委員会でまとめた阿武町スポーツ推進計画に照らし考察したいと考えます。

総合計画の大きな柱である、いきいきと未来に輝く人づくりの施策テーマに生涯学習の推進、スポーツの振興を掲げているところですか、この具体的施策展開では、参加しやすいイベントの開催及び高齢者のスポーツの推進を定めているところでございます。

町外の方から、阿武町の盛んなスポーツは何ですか、と聞かれたときには、ソフトボールとグラウンドゴルフと多くの方が答えるくらい、阿武町民にとってはグラウンドゴルフは馴染みのあるスポーツの一つであると認識をしております。

スポーツ推進計画におきましては、スポーツはする、観る、支えると、多様な関わり方があり、これまでの趣味の一つとしてのスポーツから、健康づくりの一つとしてのスポーツ、そして町づくりの一つとしてのスポーツが期待されております。

少子高齢化の現状にある本町にとって、生涯スポーツの推進は町民一人ひとりの健康づくり・体力づくりはもちろん、生き甲斐づくりや仲間づくりなど、地域コミュニティーを活性化するうえで大きな役割を担っていることを定義づけたところでございます。

そこで、町民一人ひとりが生涯にわたり年齢、体力、技能、興味等に応じ

て、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを通じて幸福で豊かな社会の実現をめざすことができるように、スポーツで育てる人とまちの元気阿武町を基本理念に掲げスポーツの推進に努めているところであります。

この様な中で、グラウンドゴルフは、まさに参加しやすいイベント、高齢者のスポーツの推進に最大限マッチするスポーツであると言えようかと思っております。

ここで、現在の阿武町内のグラウンドゴルフの参加状況について触れたいと思いますが、各地区で定期的に大会が開催されているところであり、阿武町全体の大会も、町教育委員会主催で行っている秋の大会では、町内から老若男女約 100 人の皆さんがご参加いただいております。

また議員ご紹介のとおり、福賀地区・宇田郷地区においては、自主的な形で多くの方が参加いただいております。特に福賀地区においては、定期大会は福賀小学校グラウンド、そして、ご質問にある施設整備の要望箇所の福賀グラウンドゴルフ場で行われているところであります。

主催は、福賀グラウンドゴルフ愛好会と福賀公民館であります。その回数や参加人数は、福賀公民館の統計によりますと、平成 27 年度は年間 11 回開催で、参加延べ人数は 366 人。1 回当たり約 33 人の方が参加しておられます。ちなみに平成 22 年度の参加延べ人数は 10 回で 443 人、1 回当たり 44 人という数字が残っておりますので、少し減少傾向ではあるところ です。

また会場につきましては、4 月から 11 月までは夜間照明施設を使った福賀小学校グラウンドで、また寒くなる 12 月から翌年の 3 月までの 4 カ月間は、日中に福賀グラウンドゴルフ場で開催されているところでございます。公式な大会以外にも、福賀グラウンドゴルフ場は、愛好者の練習場としても使われており、議員ご指摘のとおり、天気の良い日は、誰が声をかけるのではなく自然に集まって 3 人から 15 人程度の方が 2 時間程度、自主練習に励んでい

ると聞いているところでございます。ただ年間トータルでの利用人数は不明でございます。

ただ、ここで練習する方、また大会に参加する方の声の中からは、グラウンドゴルフと出会って外で活動する時間が増えた、また心身ともに健康になった、休憩時間にいろいろな話ができ、地域の方とコミュニケーションをとる機会が増えた等の声も聞いているところでございます。またグラウンドゴルフは 1 人でもプレーできることから、自分との戦い、また自然との闘いであり、マイペースながらも、いつまでもチャレンジ精神を持ち続けられるという声も聞いているところでございます。

冒頭で触れました総合計画の具体的施策展開では、参加しやすいイベントの開催及び高齢者のスポーツの推進をうたっております。この中で交流を図り、健康維持と社会参加を促す中で、地域コミュニティーの活性化が図られるとしており、このグラウンドゴルフを楽しまれる方々の声からは、グラウンドゴルフは確実に計画推進のアイテムであり、高齢者のいわゆる健康寿命を延ばすことに寄与していると考えられているところでございます。

そこで、お尋ねのご質問の本旨であります、福賀グラウンドゴルフ場の設備についてであります。グラウンドゴルフ自体の種々の効用は認めながらも、当該グラウンドゴルフ場の設備整備については、しばらく時間をいただき、場所の選定、整備する設備等について種々検討をしていきたいと考えております。

グラウンドゴルフは前述のようにスポーツであり、スポーツを所管する教育委員会をはじめ、また当事者としてのグラウンドゴルフ愛好者との協議も必要であります。

福賀グラウンドゴルフ場の現況として、要件的に、防寒、防風、日よけなど気象学的に難があり、また地理的にトイレが遠いとのこと指摘であります。

別の視点から、効用として、ここへの休憩施設整備は、グラウンドゴルフ愛好者のみならず、福賀地区全体にとっての情報の発信と交流の場にもなるものご提案であります。

これらのメリット・デメリットを参酌した時、より費用対効果が期待される場所をさらに検討を加えるべきではなかろうかと判断をしているところでございます。

そうした中で、先ほどの気象学的要件、地理的要件、効用を顧みる時、一つの案として、考え方として、閉校となった旧福賀中学校前の広場、大農業まつりのメイン会場となるこのスペースを、新たなグラウンドゴルフ場として機能を移転することを、考え提案するものでありますが、その理由として 4 つ考えておりますが、まず 1 つ目が、福賀小学校体育館付属の既存のトイレが活用できることであります。プレーする近くに清潔できれいな水洗トイレがあると気持ちよくプレーができます。今ある施設を最大限活かそうとする試みであります。

そして 2 つ目の理由といたしまして、コミュニティースクールとして相互の貢献ができるということであります。阿武町は全小中学校が学校運営協議会を持つコミュニティースクールになっております。これは学校、家庭、地域が力を合わせて子ども達の育ちを支えていこうという新しい取り組みであります。地域の高齢者が学校の近くで活動をしている。そしてその姿を子ども達が見て、声を掛けたり掛けられたりすることができ、それが日常になり、まさに自然な形での交流ができると考えているところでございます。時には、一緒にグラウンドゴルフを行い、指導する場面も想定されるところでございます。オープンスクールにいつでも授業の参加も可能となるところでございます。

そして 3 つ目の理由といたしまして、安全が確保しやすいことでもあります。

旧福賀中の前庭の木陰で休憩したり、階段がイス代わりとして活用したりすることができます。またバスの停留所に近く、平日、熱中症などの緊急時は福賀診療所での対応がよりスムーズに行うことができます。必要ならば、日よけのための臨時休憩所として、学校倉庫から組み立て式テントを利用することができますし、簡易ベンチが常設可能でもあります。また旧中学校の校舎スペースは解体後、駐車場にする予定であり、参加便として自家用車が広いスペースに安心して駐車できるようになりますし、さらに福賀小学校から屋内運動場に屋根付きの通路を設置する予定であり、練習の休憩時には、日よけ場所として通路で休むことが可能となります。これらのことから、高齢者の方々の不安もかなりの部分で減らすことができるのではないかと考えているところでございます。

そして最後の 4 つ目の理由であります。面積がより広いということでもあります。旧福賀中学校前の広場は、中学校の閉校により町有地としてのフリースペースとなり公用としての活用は自由にできることになりました。その面積は約 5,000 平米で、福賀グラウンドゴルフ場は約 3,500 平米でありますので約 1,500 平米広い計算になるところでございます。さらに福賀小学校のグラウンドが空いているときは、両方のスペース活用により超ロングホールの設定も可能となります。また、先ほどのコミュニティースクールの一環としての、相互のグラウンド活用で、草取り作業などを共同作業によって作業効率の向上が期待できると考えております。さらに将来的な芝生化に向けて、芝生の有効活用、維持管理の受け皿等の可能性が生ずることも考えられるところでございます。

以上の 4 つの理由から、旧福賀中学校前の広場に機能を移転することを考えるものでございますが、ただ、旧福賀中学校の校舎の解体工事を今後施工することにしておりまして、当該場所を実際に活用するには時間を要するた

め、先ほど、検討が必要であると申し上げたところでございます。

もちろん、現福賀グラウンドゴルフ場のメリットもあり、現在の活用を否定するものではございません。自主的管理による整地作業をはじめ、地元業者の奉仕作業、あえて傾斜をつけ水はけを考慮した維持管理の仕組みなどは、他の模範となる事例であると考えております。そうであるからこそ、現在福賀グラウンドゴルフ場近くにある施設・設備を有効に活かすことも、一つの方向性として大切な考え方であると考えているところでございます。

そこで、林業センターのトイレが遠いとのこと指摘でございますが、実測では約 100メートルの距離でございます。グラウンドゴルフは定期的な休憩時間があり、この時間に、あぶサンサンマル運動の一環で講習会を行ったスロージョギング、スローステップの有酸素運動を取り入れ、一石二鳥の運動効率をさらに向上させることが考えられるところでございます。

また、グラウンドゴルフ場の約 70メートル下手に、福賀ことぶき会ゲートボール部が管理するゲートボール場がありますが、ここには屋根、ベンチ付きの簡易休憩所と電気、水道、ガスも通じた小屋が存在いたします。ストーブ、流しも用意されております。ことぶき会との話し合いで、ここを共有で有効活用することも、一つの案として提起できようかと考えているところでございます。

再度、現グラウンドゴルフ場に諸整備を行うことも決してやぶさかではありませんが、この場合、最大の難関はトイレであろうかと思えます。せっかくトイレを整備するにあたっては、汲み取り式では衛生面、維持管理の面から適当でなく、水洗トイレがベターであるというふうに思っているところでございます。また休憩用のベンチ等も整備をする必要がでてくるのだろうというふうに思っておりますが、やはり、そうしますと経費的な面もかなりかかることが予想されているところでございます。また、仮に整備した後の清

掃等の維持管理は、利用される方がこれを行うことを前提とするものでございます。しかしながら、この現福賀グラウンドゴルフ場も活用しつつ、田中議員求められる機能につきましては、旧福賀中学校前の広場に移転することが現時点では最良であるのかなというような思いも持っているところでございます。

最後に、自助、共助、公助の線引きについて問われておられますが、もともと、この福賀グラウンドゴルフ場は、福賀ことぶき会による自主管理を大前提として整備されたものであります。

総合計画の第 2 節、みんなで支える安心な暮らしづくりの柱の中、健康づくりの推進のスローガンにもありますように、自らの健康は自らが守る、という基本と同様、自ら楽しみ、そして健康づくりにも繋がるグラウンドゴルフを真剣にプレーすることは、自らの心の健康、体の健康を守ることになり、議員ご指摘のように、高齢であっても貴重な、阿武町を支えていただくマンパワーになることを確信しているところでございます。従いまして、今後も自助のスタンスは持ち続けていただきたいと考えているところでございます。

グラウンドゴルフの浸透が、直接的に選ばれる町に繋がるということは、少し飛躍しているとも考えますが、高齢者のスポーツの推進により、さらに交流が図られ、健康維持と社会参加が促される中で、合わせて地域コミュニティの活性化が図られることは、前述したところであります。そうした意味では、高齢者の健康寿命を延ばすグラウンドゴルフを含む、手軽にできるニュースポーツの振興を、公助の立場から、公平かつ側面的に支援をしてみたいと考えているところでございます。同時に、種々のスポーツ施設・設備の充実におきましても、必要に応じ費用対効果を計りながら、今後整備の検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長 6 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(6 番、田中敏雄議員「はい」という声あり。)

○議長 はい、6 番。

○6 番 田中敏雄 なかなか期待のできるような答弁ではありませんでしたが、実はですね、ここでこういう一般質問をするということは、あそこでゲートボールされる皆さん方が、どうかここに欲しいなという、今言われた中学校の跡地にと、それもあるでしょうが、いろんなことを考えて、できればここにしてほしいと、体育館のトイレを使うといってもあれも鍵がかかったこともあるし、なかなか思うときにすぐ自由に使えないといったことがありまして、その辺について、今言われたことはよく分かる、あの前のグラウンドを中学校の前のグラウンドを整備してから、今度芝生で地元の人が草を取ったりするような管理はできます。その辺もありますが、ひとつ、町長なんですかね、今こういった声が出たとき、まだここに今言われましたように整備を検討していきたいと言われまして、またグラウンドゴルフの愛好家の皆さん方のご意見も聞いていただき、また双方が良い形で、ここでなきやいけんと行政が押しつけるのでなしに、ある程度は皆様方の意見を聞きながら進めていけるという考えはありませんか。

○議長 町長。

○町長 先ほど、旧福賀中学校のグラウンドは一つの案として申し上げたところでありまして、決してそれを行政が強制的に進めるという話しではないわけですが、質問の趣旨の中で、福賀中学校のグラウンドの活用というのは初めてここで出た話ですから、そのことを前提で皆さんも協議、検討されたわけではありませんから、そういう選択肢もあるという一つの提案の中で、これから協議をしていく、そのことが必要だろうというふうに思います。

なにがなんでも、今ここでないといけないというような話しであっては、

また利用される方もですね、柔軟な考え方のもとで取り組んでいく、それがまちづくりの基本だろうと思います。

その辺につきましてはご理解いただきたいと思います。

○議長 6 番、再々質問ありますか。

(6 番 田中敏雄議員「はい、再々質問」という声あり。)

○議長 はい、6 番。

○6 番 田中敏雄 今の一言で、町長のお考えよく分かりました。是非強いリーダーシップでよろしく願いいたします。答弁はよろしいです。

○議長 以上で 6 番、田中敏雄君の一般質問を終わります。

○議長 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 11時22分

再 開 11時31分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4 議案第 1 号から日程第 11 議案第 8 号を一括上程

○議長 日程第 4、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）から日程第 11、議案第 8 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）までを一括議題とします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）について、執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 1 ページをお願いいたします。議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなりましたので、同年 3 月 31 日をもって専決処分をするものです。

条例改正につきましては、3 ページ、4 ページに掲げておりますが、改正部分につきましては、7 ページから 10 ページの新旧対照表に下線を引いております。

また、改正内容の説明につきましては、5 ページ、6 ページの説明資料により説明をいたします。

第 18 条の 2 は、行政不服審査法の改正に伴い、不服申立の文言を審査請求に改めるものでございます。また 56 条、59 条は、地方税法第 348 条第 2 項第 16 号の固定資産が非課税に追加されたことによる条文改正でございます。第 16 号の固定資産とは、独立行政法人労働者健康福祉機構が労働安全衛生総合研究所と統合して独立行政法人労働者健康安全機構となったものをいいますが、この機構の医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものが固定資産の非課税対象となるものでございます。

附則第 10 条の 2 は、わがまち特例の創設に伴うもので、国が一律に定めていた内容を町が自主的に判断し条例に定める仕組みをいいますが、固定資産税の割合を定める規定でございます。第 4 項を第 5 項に、第 5 項を第 6 項に、第 6 項を第 12 項にし、第 4 項に津波防災地域づくりに関する法律に基づくもの、第 7 項に再生エネルギー太陽光に係るもの、第 8 項に再生エネルギー風力に係る

もの、第 9 項に再生エネルギー水力に係るもの、第 10 項に再生エネルギー地熱に係るもの、第 11 項に再生エネルギーバイオマスに係るものの規定を定めるものでございます。

附則第 10 条の 3 は、新築住宅の熱損失防止改修工事を行った場合の固定資産税の減額の申告には、当該改修工事費から補助金額を控除したものを、減額対象とするもので、費用の書類に加え、新たに補助金の書類を添付するよう規定するものでございます。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第 2 号及び議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。住民課長。

○**住民課長** 11 ページをお願いいたします。議案第 2 号、議案第 3 号の、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

まず、議案第 2 号について説明いたします。本条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されることとなったため、同年 3 月 31 日をもって専決処分をするものです。

この条例改正につきましては、13 ページに掲げておりますが、改正部分には、15 ページ、16 ページの新旧対照表に下線を引いております。

それでは、内容の説明につきましては、14 ページの説明資料により説明させていただきます。14 ページをお願いします。改正内容は、保険税の負担のあり方と負担の適正化を図るため、保険税の限度額を引き上げるとともに、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更による改正が主なものです。第 2 条は、課税額に係るもので、賦課限度額を国民健康保険医療分においては 52 万円を 54

万円に、後期高齢者支援金等においては17万円を19万円に改めるものです。第23条第1項は、国民健康保険税の減額をして得た額の賦課限度額を第2条の限度額とそれぞれ同額とするものです。被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準については、第2号は5割軽減に係るもので、被保険者数に乗ずる金額26万円を26万5千円に改め、第3号は2割軽減に係るもので、被保険者数に乗ずる金額47万円を48万円に改めるものです。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するもので、平成27年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

続きまして、議案第3号を説明いたします。17ページをお願いします。

本条例の一部改正につきましては、平成28年度1期分の納付が6月1日から始まることから、税率を5月31日までに条例に定めなければならないため、5月31日をもって専決処分をするものです。

国民健康保険税は、その年に予想される医療費の支出から、国県支出金や病院で支払う一部負担金等の収入を差し引いた額を必要税額として試算しておりますが、保険税率は医療費、所得等の動向により変動しますので、毎年見直しを行っているところでございます。本年度の改正は、当初予算の歳入予算額を踏まえ、医療費の動向を勘案し、低所得者の段階的な負担軽減を図りつつ、税率の改正を行ったところでございます。

改正内容につきましては、19ページに掲げております。20から25ページの新旧対照表により説明いたします。下線は議案第2号、地方税法の改正に係るもので、網掛けがされた部分が本議案、税率の改正に係るものとなっております。

それでは20ページ、21ページをお願いします。第3条、第5条、第5条の2は、国民健康保険事業医療分の費用に充てるためのものです。第3条は、所得に対する税率を定めるもので、100分の8.9を100分の7.5に改め、第5条は、1人当たりの均等割額を定めるもので、30,800円を30,700円に改め、第5条の2

は、世帯当たりの平等割額を定めるもので、23,000円を22,700円に改め、同条第 2 号は、特定世帯に係る平等割額を定めるもので、11,500円を11,350円に改め、同条第 3 号は、特定継続世帯の平等割額を定めるもので、17,250円を17,025円に改めるものです。

22ページをお願いします。第 6 条は、後期高齢者医療保険の費用に充てるもので、所得に対する税率を定めるもので、100分の1.7を100分の1.4に改めるものです。第 8 条、第 9 条の 3 は、介護保険の費用に充てるもので、第 8 条は、所得に対する税率を定めるもので、100分の2.6を100分の2.1に改め、第 9 条の 3 は、世帯当たりの平等割額を定めるもので、5,800円を5,700円に改めるものです。

第23条は、所得が一定以下の世帯に対し負担の軽減を図るため、世帯主と国保加入者の所得金額の合計額が軽減の基準を下回るとき、均等割額及び平等割額を 7 割、5 割、2 割の 3 段階において軽減することを定めたものです。同条第 1 号は 7 割軽減世帯について、第 2 号は 5 割軽減世帯について、第 3 号は 2 割軽減世帯についてのそれぞれの減額と特定世帯、特定継続世帯の軽減額を定めるものです。

26ページ、27ページに平成28年度の国民健康保険税の概要を記載しております。所得が一定以下の世帯に対する軽減額については26ページに、特定世帯、特定継続世帯に対する軽減額については27ページに掲げておりますが、網掛け部分は、変更箇所となっておりますので、参照していただければと思っております。

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、改正税率の算出根基及び平成28年度の国民健康保険税の税率につきましては、28ページから30ページに掲げておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第 2 号、議案第 3 号の説明を終わります。

○議長 続いて、議案第 4 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 それでは議案書の 31 ページをお願いいたします。議案第 4 号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回議案として上程しました条例の一部改正につきましては、平成 28 年 4 月からの保育士配置基準の弾力化及び平成 28 年 6 月からの建築基準法施行令の一部改正による国の基準改正に伴うもので、国基準に則して編成をしています。阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても、条例の一部改正が必要となったものでございます。

一部改正の内容といたしましては、33 ページからの新旧対照表でご説明をいたします。

まず、第 28 条の小規模保育事業所 A 型と第 43 条の保育所型事業所内保育事業所の設備基準について、新旧対照表の 35 ページと 39 ページにそれぞれアンダーラインで示しているとおり、建築基準法施行令の一部改正により、4 階以上の階の避難用の区分において、建築基準法施行令の特別避難階段の構造の改正にあわせて、それぞれ同様の内容により改正をするものであります。

また、新旧対照表の 41 ページから 42 ページでは、小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例について追加するものであります。内容は、国の保育士の配置要件の弾力化に関する改正に伴い、保育の担い手確保に向けた小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置の特例を設け、各施設の保育士等の不足に対するため、新たに附則第 6 条から 9 条までを追加するものです。まず、条例の附則第 6 条では、朝夕等の児童が少数となる時間帯について保育士 1 名に加えて、町長が

保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことで替えることができるとするものです。附則第 7 条では、当分の間幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。附則第 8 条では、1 日につき 8 時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数を上回って必要となる保育時数について、保育士と同等の地域及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて保育してみなすことができる。最後の附則第 9 条では、前 2 条の規定を適用する時には、保育士を基準保育士の数の 3 分の 2 以上置かなければならないとするものです。なお、阿武町におきましては、小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所に該当する施設は、現在のところありません。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第 5 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○**施設課長** 議案書の 43 ページをお願いします。議案第 5 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案件は、平成 27 年度施工の岡田橋団地 1 棟 2 戸を、9 月 1 日供用開始することに伴う条例の一部改正をお願いするものです。

44 ページの新旧対照表で説明いたします。

位置は、阿武町大字奈古 2883 番地 1、建設年度、平成 28 年度、構造、木造瓦葺き 2 階建て、戸数 2 を加えるものです。施行期日は平成 28 年 9 月 1 日からです。以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第 6 号、学校教育法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 6 号、学校教育法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をご説明いたします。本案件は、学校教育法等の一部改正に伴い、小中一

貫教育を行う義務教育学校が新たに設置されたことに伴い、本町に関係する 2 つの条例を一部改正するものです。

改正の説明の前に、新たに設置された義務教育学校ですが、これは現行の小・中学校に加えて、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校ということで、初等教育の前期課程の小学校課程と、中等教育の一部の中学校課程の合計 9 カ年の課程を一体化させた学校で、いわゆる小中一貫校と言われるものです。

それでは改正内容を説明いたしますので、46 ページの新旧対照表をお願いします。

まず第 1 条関係で、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正ですが、第 8 条の 2 で、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の規定の内、第 1 項第 2 号で、これの対象者は、現行では小学校に就学している子のある職員のみでしたが、新たに義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員をこれに加えるものです。

次に 47 ページですが、第 2 条関係で、阿武町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ですが、第 10 条の職員の規定の、第 3 項の資格要件の内、4 号で、現行の幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者、これに新たに、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるものであります。以上で終わります。

○**議長** 続いて、議案第 7 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 7 号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部をする条例をご説明いたします。本案件は、消防団員の減少に対応するとともに、団運営の弾力化を図るため、団員の定年を、現行では、一般

団員は65歳、但し書きで、副分団長以上につきましては70歳と分けているものを、改正では、一般団員も70歳に引き上げ、結果的に階級にかかわらずすべての団員の定年を70歳に改正するものです。

次のページに新旧対照表をお付けしておりますが、説明は省略させていただきます。終わります。

○議長 続いて、議案第 8 号、平成28年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 8 号、平成28年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）をご説明します。今回の補正額は、1 億269万 2 千円の追加で、補正後の歳入歳出予算の総額は、31億6,269万 2 千円となるところであります。以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。

説明は、歳出からお願いします。補正予算書 7 ページ、2 款、総務費から。総務課長。

（総務課長、財産管理費、企画振興費、指定統計調査費について説明する。）

○議長 続いて、民生課長。

（民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、臨時福祉給付金等給付事務費、臨時福祉給付金給付事業費、保育所運営費、児童クラブ費、防災拠点再生エネルギー導入事業費について説明する。）

○議長 昼食の時間となりましたが、このまま会議を続行させていただきます。続いて、施設課長。

（施設課長、漁港管理費について説明する。）

○議長 続いて、経済課長。

（経済課長、観光費、道の駅産業振興費について説明する。）

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、特定公共賃貸住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、学校管理費(小学校)、学校管理費(中学校)について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。3 ページ、13 款国庫支出金から、総務課長)

(総務課長、歳入について説明する。)

○議長 以上で、議案の説明を終わります。

日程第 12 委員会付託

○議長 日程第 12、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 8 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 8 号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、この後、午後 1 時 15 分より阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上、委員会室へご参集ください。

○議長 本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 12時15分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 小 田 高 正

阿武町議会議員 白 松 博 之